

墨 田 区 告 示 第 4 3 2 号

別紙の者に係る国民健康保険料に係る書類は、その住所、居所が明らかでなく送達することができないため、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部国保年金課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令和8年9月17日

墨田区長 山 本 亨

【担当】

墨田区 区民部 国保年金課

電話 03 - 5608 - 6121

項 番	管理番号	氏 名
1	1-3-8-5	T A W I C H A I N O N G Y A O
2	1-3-8-6	B A S T O L A K A B I T A
3	1-3-8-7	徐 国航
4	1-3-8-7	U S H I J I M A T H O O P T H O N G
5	1-3-8-8	三浦 楓